



平成 30 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイ・エス・ビー  
代表者名 代表取締役社長 田中 剛  
(コード番号：3480 東証第二部)  
問合せ先 執行役員経営企画室長 大仲 賢一  
(TEL. 075-341-2728)

## 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 30 年 6 月 29 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社普通株式の東京証券取引所市場第一部銘柄指定の承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」をご参照ください。

### 【本資金調達及び株式売出しの背景と目的】

当社グループは、昭和 51 年に前身である株式会社京都学生情報センターとして学生を主な対象とした物件の仲介業を開始し、平成 2 年に株式会社ジェイ・エス・ビーを設立して株式会社京都学生情報センターの業務を引き継いで以来、主に学生を対象としたマンション（以下「学生マンション」という。）の企画提案、竣工後の建物の賃貸運営及び管理業務等の不動産賃貸管理事業を行っております。当社グループは平成 30 年 4 月時点の直営店舗数が 74 店舗と全国的な事業展開を行っており、学生マンション業界のトップクラスのポジショニングを確立しているものと認識しています。

日本では少子高齢化が進展し、高齢者の数が増加傾向にある一方で、高学歴志向による女子学生数の増加や留学生数の増加により、学生数は安定的に推移しています。

当社グループは、「安心・安全・快適・環境・健康・福祉」に配慮した豊かな生活空間の創造を目指し、健全な若者の育成と魅力溢れる社会の実現に、おもてなしの心と笑顔で貢献することを経営理念としております。

この経営理念のもと、事業拡充や安定収益の確保を通じて持続的成長を果たすため、コーポレートガバナンスの充実と強化により、経営の効率性や透明性を高めるとともに、積極的な人材育成を行い、多様な人材が活躍できる企業風土の醸成、組織力の強化に努めております。

また、来たる超高齢化社会に対応するため、これまでの学生マンション事業で得た経験と実績を活かし、高齢者住宅事業への取り組みにもより一層注力し、『学生マンション総合プロデュース企業』から『共生創造企業』への成長を目指しております。

当社は、平成 29 年 7 月の東京証券取引所市場第二部上場後、平成 32 年を最終年度とする中期経営計画を策定し、強固な経営基盤の構築に向け、事業領域を不動産賃貸管理事業と高齢者住宅事業に集中することにより、競争力の強化、営業力のキャパシティ拡大等、戦略的投資を行う次期ステージを目指す 3 か年と位置付けて取り組んでおります。

今回の新株式発行による調達資金を当該中期経営計画で予定されている設備投資に充当することにより、当社グループの事業拡大及び収益力の向上並びに財務基盤の強化を図るとともに、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。

また、上記新株式発行と同時に当社株式の売出しを実施することにより、当社株式の分布状況の改善と流動性の向上を図ってまいります。

なお、今回の新株式発行及び当社株式の売出しが完了した場合には、当社は留保金課税の適用対象外となる予定であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 200,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 30 年 7 月 10 日(火)から平成 30 年 7 月 12 日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。  
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 30 年 7 月 19 日(木)
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 田中 剛に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 種類及び数 当社普通株式 370,000 株
- (2) 売 出 人 岡 靖子
- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。  
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 30 年 7 月 20 日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 田中 剛に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本引受人の買取引受けによる売出しも中止する。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 85,500 株  
なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況を勘案した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から 85,500 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 30 年 7 月 20 日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 田中 剛に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しが中止となる場合、本オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 85,500 株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 割 当 先 三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成 30 年 8 月 9 日(木)  
( 申 込 期 日 )
- (6) 払 込 期 日 平成 30 年 8 月 10 日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 田中 剛に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しが中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集及び前記「2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から 85,500 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、85,500 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式を三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために、当社は平成 30 年 6 月 29 日(金)開催の取締役会において、三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社が割当先とする当社普通株式 85,500 株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、平成 30 年 8 月 10 日(金)を払込期日として行うことを決議しております。

また、三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 30 年 8 月 3 日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数が安定操作取引及びシ

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるンジケートカバー取引も行われません。

## 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	4,438,100株	(平成30年6月29日現在)
公募増資による増加株式数	200,000株	
公募増資後の発行済株式総数	4,638,100株	
第三者割当増資による増加株式数	85,500株	(注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	4,723,600株	(注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対し三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

## 3. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 1,721,694,000 円については、全額を設備投資資金とし、平成32年10月期末までに賃貸用不動産に係る開発資金に充当する予定であります。なお、上記手取金は、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

当社は平成29年7月の株式会社東京証券取引所市場第二部への新規上場時に、賃貸用不動産取得及び基幹システム刷新のための設備投資を資金使途として、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資を実施しておりますが、今回の手取金の使途は、当該新規上場時に調達した資金の使途と充当時期が重複するものではありません。当該新規上場時に調達した資金(手取概算額合計1,161,256千円)の充当状況は以下のとおりであります。

- ① 賃貸用不動産の新規開発資金として、平成29年10月期までに206,264千円を充当しており、平成30年10月期において平成30年5月31日までに769,892千円を充当済み。
- ② 基幹システム刷新に関連する設備資金として、平成29年10月期までに94,800千円を充当しており、平成30年10月期に90,300千円を充当する予定(平成30年5月31日までに65,200千円を充当済み)。

なお、当社グループの設備投資計画は、平成30年6月29日現在(ただし、投資予定金額の既支払額については平成30年5月31日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金 調達方法	着手及び 完了予定年月		完成後 の増加 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 (仮称)高野玉岡町 学生会館計画	京都市 左京区	不動産賃貸 管理事業	賃貸用 不動産	1,430,361	673,459	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成28年 11月	平成31年 2月	(注)2
当社 (仮称)南草津学生 マンション計画	滋賀県 草津市	不動産賃貸 管理事業	賃貸用 不動産	1,000,000	113,465	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成29年 10月	平成31年 3月	(注)2
当社 本社	京都市 下京区	不動産賃貸 管理事業	基幹 システム	268,000	222,900	自己資金	平成27年 10月	平成30年 10月	(注)2

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金 調達方法	着手及び 完了予定年月		完成後 の増加 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社	西日本 エリア	不動産賃貸 管理事業	賃貸用 不動産	750,000	—	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成 31 年 10 月期中	平成 32 年 10 月期中	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、合理的な算出が困難なため記載しておりません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

調達資金を上記「(1) 今回の調達資金の使途」に記載の使途に充当することにより、収益力の向上及び財務基盤の強化につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勧奨し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。また、配当につきましては、年1回期末配当にて剰余金の配当を行うことを基本方針としております。今後も中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより、持続的成長と株主価値の増大に努めてまいります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

なお、当社は定款の定めにより、会社法第 459 条第 1 項に定める事項については、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることとしております。また、剰余金の配当の基準日として期末配当の基準日（10月31日）及び中間配当の基準日（4月30日）の年2回のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の持続的成長のための投資原資として活用する予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 27 年 10 月期	平成 28 年 10 月期	平成 29 年 10 月期
1株当たり連結当期純利益	201.64円	295.15円	375.60円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	1,625.00円 (-1円)	1,625.00円 (-1円)	37.00円 (-1円)
実績連結配当性向	16.1%	11.0%	9.9%
自己資本連結当期純利益率	15.9%	19.9%	19.7%
連結純資産配当率	2.5%	2.2%	2.0%

(注) 1. 平成 29 年 5 月 26 日付で普通株式 1 株につき 50 株の株式分割を行っております。1 株当たり連結当期純利益は、平成 27 年 10 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。なお、1 株当たり年間配当金は、当該株式分割前の実績を記載しております。

2. 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値であります。上記株式分割が平成 27 年 10 月期の期首に行われたと仮定した場合の 1 株当

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

り年間配当金を使用しております。

3. 自己資本連結当期純利益率は、当該決算期間の親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計の期首と期末の平均）で除した数値であります。
4. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。上記株式分割が平成27年10月期の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり年間配当金及び1株当たり連結純資産を使用しております。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しています。当該新株予約権の内容は次のとおりであります。なお、今回の一般募集及び本件第三者割当増資による新株式発行後の発行済株式総数（4,723,600株）に対する下記の交付株式残数合計の比率は7.46%となる見込みであります。

(注) 交付株式残数が全て新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

#### 新株予約権（ストックオプション）の付与状況（平成30年6月29日現在）

決議日	交付株式 残数	新株予約権の 行使時の払込金額	資本 組入額	行使期間
平成28年10月14日 （臨時株主総会） 平成28年10月28日 （取締役会）	297,100株	1,300円	650円	平成30年11月1日から 平成38年9月30日まで
平成29年12月5日 （取締役会）	55,100株	4,475円	2,238円	平成33年2月1日から 平成36年12月19日まで

### (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ① エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成29年7月19日	公募増資 987,160千円	1,626,616千円	1,506,616千円
平成29年8月15日	第三者割当増資 200,096千円	1,726,664千円	1,606,664千円

#### ② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年10月期	平成28年10月期	平成29年10月期	平成30年10月期
始値	—	—	4,280円	4,295円
高値	—	—	4,765円	6,980円
安値	—	—	3,730円	4,100円
終値	—	—	4,250円	6,440円
株価収益率	—	—	11.3倍	—

(注) 1. 当社株式は平成29年7月20日付をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価及び株価収益率については、該当事項はありません。

2. 平成30年10月期の株価については、平成30年6月28日現在で表示しております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 株価収益率は、当該決算期末の株価（終値）を当該決算期間の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等  
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である岡 靖子及び当社株主であるOMインベストメント株式会社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換可能若しくは交換可能な有価証券の発行及びこれに類する一定の行為（ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割による当社普通株式の発行、ストックオプションとして付与する新株予約権及びストックオプションとして付与した新株予約権の行使による当社普通株式の発行又は処分並びに役員への報酬を目的とする当社普通株式の発行又は処分等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。